

第7章 保存・管理と運営体制

1. 基本方針

史跡指定地の北西側は小学校の敷地内にあり、指定地の大半は学校の東側に隣接している。周囲は土地区画整理事業が完結し、宅地の建設が進んでいる。また、近年、指定地の南側に都市計画道路が一部供用を開始した。このように、指定地は県道と宅地、都市公園に挟まれた中にあって、地域住民にとっては貴重な緑が残る憩いの場としても意識されている。

今後は、史跡の現状保全を第一義としながらも、学校やPTA、地域ボランティアなどの積極的な参加を促し、地域住民の憩いの場として、また、幅広い世代間の交流の場としても機能するように、以下のような保存・管理の基本方針を立てた。

- ・史跡の現状を損なうことなく、周辺の住環境や安全面にも配慮した適切な保存管理を図る。
- ・市街地に残る貴重な緑地として、小学校を含む地域住民の積極的な参加のもとに、自然環境を損なうことのないよう保全活用を図る。

2. 管理・運営計画

管理計画

① サービスゾーンに計画しているガイダンス施設や史跡ゾーンの休憩施設等の施設管理

施設と園路の管理は、車イスやベビーカーの利用者や高齢者に配慮し、簡易舗装とするが、史跡の景観を損なわない仕様を検討する。

なお、小学校沿いの通路は、経常的な草刈・剪定作業のため軽車両が通行可能な管理用通路として整備する。車イスやベビーカー利用者の史跡へのアプローチは、南側に想定しているサービスゾーンからであるが、史跡との間に高低差があるためスロープを設ける。

② 史跡内の説明板や史跡への誘導標識、園路といった設備管理

説明板や案内板、園路等の経年変化による老朽化や破損・汚損については、予め耐用年数を考慮した上で計画的に予算措置を講じることとする。

③ 草刈・剪定等の植生管理

草刈・剪定等については、現状の自然景観を維持しながら来訪者の安全、かつ快適な散策を維持するために経常的に行うとともに、簡易な作業は地元住民や学校、あるいは自然愛護団体との連携に努め、市民参加型の管理を目指す。



水場ゾーン（草刈前）



水場ゾーン（草刈後）

運営計画

サービスゾーンに設置を検討しているガイダンス施設の運営にかかるものである。

ガイダンス施設の利用については市民が気軽に利用できるために無料が望ましく、展示解説員を配置する方向で検討する。

3. 体制整備

史跡の効率的な管理・運営について関係各課との連絡協議体制を構築し、円滑な管理・運営を図る。たとえば、近隣都市公園については公園緑地課、誘導標識については道路維持課や県土木事務所と、学校との連携については学務課、隣接する小学校敷地（未指定地）の取り扱いについては教育総務課、観光資源としての利用については産業振興課など、府内の関係機関、県、国との連携を維持しながら進めていく。

また、周辺は、京成線ユーカリが丘駅を中心とする商業施設が集中するほか、小・中学校、大学、コミュニティセンター、市役所出張所等の公共施設も存在する。また、民間企業が運営する新都市交通システム（ユーカリが丘線）が運行している。これら各種施設や交通機関との連携を図り、史跡を通じた文化財の啓蒙普及活動を推進するほか、観光資源として周辺の歴史・自然資産と併せた活用を検討する。